

新型コロナウイルス感染症の 影響を受けている事業者の皆様へ ～政策金融と国税の取組の御案内～ 【第三版】

- このパンフレットでは、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響を受け、事業の資金繰り等に困難を抱える事業者の皆様へ、政策金融における資金繰り支援策と、国税における納付の猶予制度の内容を御案内しています。
- 政策金融の資金繰り支援策については、株式会社日本政策金融公庫等に新型コロナウイルス感染症特別貸付制度等を創設します。また、借換についての特例等を措置します。
- 国税の納付の猶予制度については、国税を一時に納付することが困難な事情がある場合には、税務署に申請することにより、①原則として1年間納付を猶予するとともに、②猶予期間中の延滞税が軽減又は免除されます。
また、猶予についての特例制度(売上が一定程度減少の場合、1年間、無担保かつ延滞税なしで猶予)が措置されました。
- 詳しくは次ページ以降を御覧ください。

財務省

Ministry of Finance, JAPAN

最新情報は、右の
二次元コード又は
下記の検索からご
確認ください。



財務省 コロナ 事業者

目次

● 日本公庫 DBJ ■ 民間金融機関
● 沖縄公庫 〰 商工中金 ◆ 税務署

I 事業者の皆様へ

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者の皆様へ	1
資金繰り支援の主な概要	2

II 資金繰り支援(政策金融)

● ● 新型コロナウイルス感染症特別貸付※	3
※マル経融資(小規模事業者経営改善資金)及び衛経(生活衛生改善貸付)を含む。	
〰 危機対応業務(中小企業向け)	6
● ● 実質無利子化～新型コロナウイルス感染症特別貸付 特別利子補給制度～	
〰 中小・小規模事業者	7
● ● 日本公庫等の既往債務の借換	8
〰 中小・小規模事業者	
● ● 資本金劣後ローンの創設(中小企業向け)	9
● ● 衛生環境激変対策特別貸付	
生活衛生関係事業者	10
● ● セーフティネット貸付【公庫】(生活衛生、農林漁業含む)	11
● ● 危機対応業務(中堅・大企業向け)	
中堅・大企業	14

目次

- 日本公庫 DBJ ● 民間金融機関
● 沖縄公庫 商工中金 ◆ 税務署

II 資金繰り支援(政策金融)

- セーフティネット保証【信用保証】 15
中小・小規模事業者
- 危機関連保証【信用保証】 16
中小・小規模事業者
- 新型コロナウイルス感染症への財務省の対応 17
- 特別相談窓口(ご連絡先) 19
- (参考1) 民間金融機関での実質無利子・無担保融資 22
- (参考2) 持続化給付金 23
- (参考3) 家賃支援給付金 24

III 国税の納付の猶予制度

- ◆ 新型コロナウイルス感染症の影響により、国税の納付が難しい方へ 25

令和2年8月時点のお知らせ

新型コロナウイルス感染症の 影響を受けている事業者の皆様へ

新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、令和2年度第2次補正予算においては、これまでの金融措置（45兆円規模）に加え、事業者の皆様へ安心感を持ってもらうため、

- ・これまでの支援の拡充等（67兆円規模）
- ・資本性資金による支援（12兆円規模）
- ・金融機能強化法に基づく資本参加枠の確保（15兆円規模）

により、中小・小規模事業者、中堅・大企業ともに資金繰り対応に万全を期する（総額140兆円規模）ことといたしました。

財務省においては、この新型コロナウイルス感染症で影響を受けている事業者の皆様へ、資金繰りの支援（政策金融）等を行っておりますが、その効果的な実施にあたっては、事業者の皆様へ、それらの取組を広く知っていただく必要があります。

これまで、財務省としての対応を纏めたパンフレット（新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者の皆様へ～政策金融と国税の取組の御案内～）を作成し、広くお知らせを図っているところですが、今般の金融措置の内容等、事業者の皆様へお知らせすべき内容の一層の充実を図るため、パンフレットの改訂を行いました。

全国66の財務（支）局、財務事務所及び出張所等並びに全国524の税務署等を通じ、全国の事業者の皆様へこのお知らせが届くこと、そしてこれらの取組を活用いただけることを希望いたします。

令和2年8月
財務省

資金繰り支援の主な概要

該当
ページ

新型コロナウイルス感染症特別貸付

【中小事業】上限6億円（別枠）
【国民事業】（生活衛生含む）上限0.8億円（別枠）
〔マル経融資及び衛経〕上限0.3億円（別枠）

P3

危機対応業務（中小企業向け）

【融資（シニアローン）】上限6億円 【資本性劣後ローン】7.2億円

P6

実質無利子化

～新型コロナウイルス感染症特別貸付特別利子補給制度～

【中小事業】上限2億円 【国民事業】上限0.4億円

P7

日本公庫等の既往債務借換

〔日本公庫及び沖縄公庫〕

【中小事業】借換限度額6億円【国民事業】借換限度額0.8億円
〔商工組合中央金庫等〕借換限度額6億円

P8

資本性劣後ローンの創設（中小企業向け）

【中小事業・危機対応】限度額7.2億円（別枠）
【国民事業】限度額0.72億円（別枠）

P9

衛生環境激変対策特別貸付

【旅館業向け】上限0.3億円（別枠）
【飲食店営業及び喫茶店営業向け】上限0.1億円（別枠）

P10

セーフティネット貸付【公庫】（生活衛生、農林漁業含む）

【中小企業】7.2億円【国民事業】0.48億円【生活衛生】
0.57億円【農林漁業】0.12億円or年間経営費の12/12相
当額又は粗収益の12/12相当額のいずれか低い額

P11

危機対応業務（中堅・大企業向け）

【融資（シニアローン）】【資本性劣後ローン】原則上限なし

P14

セーフティネット保証【信用保証】

【4号】上限2.8億円（別枠）、全都道府県対象
【5号】上限2.8億円（別枠）、全業種対象

P15

危機関連保証【信用保証】

全国・全業種の事業者に対して、上限2.8億円（別枠）

P16

政府系金融機関

民間金融機関

新型コロナウイルス感染症特別貸付

新型コロナウイルス感染症に関する融資制度の拡充について

日本政策金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫は、「新型コロナウイルス感染症対策本部」による「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策（第2弾）」の発表に伴い、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業・小規模事業者の皆さま向けに融資制度を以下のとおり拡充しておりますので、お気兼ねなくご相談ください。

主な制度拡充内容

【取扱事業：国民生活事業（国民）、中小企業事業（中小）】

① 「新型コロナウイルス感染症特別貸付」の創設【国民・中小】

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、一時的に業況の悪化を来している方を対象として、「新型コロナウイルス感染症特別貸付」を創設。

② マル経融資及び衛経融資拡充【国民】

新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少した小規模事業者を対象として、融資限度額の引上げや利率の引下げ等の措置を、下記の制度で実施。

- ・マル経融資（小規模事業者経営改善資金）
- ・衛経融資（生活衛生改善貸付）

令和2年1月29日以降にご利用いただいている方におかれましては、一定の要件に該当すれば、ご融資後であっても、ご融資時に遡って「新型コロナウイルス感染症特別貸付」、「マル経融資及び衛経融資拡充」の融資条件を適用することができます。

○新型コロナウイルス感染症特別貸付の概要

ご利用いただける方 柔軟に対応可能	<p>新型コロナウイルス感染症の影響を受け、一時的に業況悪化を来している方であって次の(1)又は(2)のいずれかに該当し、かつ、中長期的に業況が回復し発展することが見込まれる方</p> <p>(1) 最近1ヵ月の売上高が前年又は前々年の同期と比較して5%以上減少している方 (2) 業歴3ヵ月以上1年1ヵ月未満の場合等は、最近1ヵ月の売上高が次のいずれかと比較して5%以上減少している方</p> <p>① 過去3ヵ月(最近1ヵ月を含みます。)の平均売上高 ② 令和元年12月の売上高 ③ 令和元年10月から12月の平均売上高</p>		
お使いみち	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う社会的要因等により必要とする設備資金及び運転資金		
融資限度額 (いずれも別枠)	国民生活事業	8,000万円	
	中小企業事業	6億円	
ご返済期間 (うち据置期間)	設備資金	20年以内(5年以内)	
	運転資金	15年以内(5年以内)	
利率(年) (注1)	国民生活事業	4,000万円以内の部分(注2)	当初3年間: 基準利率-0.9% 3年経過後: 基準利率
		4,000万円を超える部分	基準利率
	中小企業事業	2億円以内の部分(注2)	当初3年間: 基準利率-0.9% 3年経過後: 基準利率
		2億円を超える部分	基準利率
担保	無担保		

(注1) 基準利率は、災害発生時の融資制度に適用される利率(融資期間に応じた所定の利率)が適用されます。

主な貸付利率は日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫の各HPをご覧ください。

(注2) 一部の対象者については、基準利率-0.9%の部分に対して別途決定される実施機関から利子補給が実施され、当初3年間が実質無利子となる予定です。

○マル経融資(小規模事業者経営改善資金)・衛経融資(生活衛生改善貸付)の拡充の概要(国民生活事業)

	通常部分	拡充部分
ご利用いただける方	<p>【マル経融資(小規模事業者経営改善資金)】 商工会議所、商工会、又は都道府県商工会連合会の実施する経営指導を受けている小規模事業者であって、商工会議所等の長の推薦を受けた方</p> <p>【衛経融資(生活衛生改善貸付)】 生活衛生関係の事業を営んでおり、生活衛生同業組合等の実施する経営指導を受けている小規模事業者であって、生活衛生同業組合等の長の推薦を受けた方</p>	左記に加え、新型コロナウイルス感染症の影響により直近1ヵ月の売上が、前年又は前々年の同期と比較して5%以上減少している方
お使いみち	設備資金および運転資金	
融資限度額	2,000万円	別枠1,000万円
ご返済期間 (うち据置期間)	設備資金 10年以内(2年以内) 運転資金 7年以内(1年以内)	設備資金 10年以内(4年以内) 運転資金 7年以内(3年以内)
利率(年)	特別利率F	当初3年間: 特別利率F-0.9% 3年経過後: 特別利率F

(注) 一部の対象者については、特別利率F-0.9%の部分に対して別途決定される実施機関から利子補給が実施され、当初3年間が実質無利子となる予定です。

新型コロナウイルス感染症特別貸付 ～提出書類等～

1.日本公庫 国民生活事業 提出書類

- ▶ 右の二次元コードから、国民生活事業への申込に必要な書類をご確認いただけます。



2.日本公庫 国民生活事業（生活衛生関係） 提出書類

- ▶ 右の二次元コードから、国民生活事業のうち、生活衛生関係での申込に必要な書類をご確認いただけます。



3.日本公庫 中小企業事業 提出書類

- ▶ 右の二次元コードから、中小企業事業への申込に必要な書類をご確認いただけます。



4.沖縄公庫 新型コロナウイルス感染症関連HP

- ▶ 新型コロナウイルス感染症関係について全体的な内容（沖縄公庫）及び申込に必要な書類は、右の二次元コードからご確認いただけます。



日本公庫 農林水産事業

- ▶ 新型コロナウイルス感染症特別貸付ではございませんが、農林水産事業への申込に必要な書類は、右の二次元コードからご確認いただけます。



日本公庫 新型コロナウイルス感染症関連HP

- ▶ 新型コロナウイルス感染症関係について全体的な内容（日本公庫）は、下記の二次元コードからご確認いただけます。



国民



中小



農林

中小企業向け危機対応業務

実施機関	商工組合中央金庫	
対象者	融資（シニアローン）：新型コロナウイルス感染症の影響を受け、 <u>最近1ヶ月の売上高が前年又は前々年の同期と比較して5%以上減少している事業者</u> 資本性劣後ローン：（9ページ参照）	
貸付金の種類	融資（シニアローン）	資本性劣後ローン
資金使途・貸付期間	設備資金：20年以内 （据置期間5年以内） 運転資金：15年以内 （据置期間5年以内）	5年1カ月、10年、20年 （一括償還）
融資限度額	6億円 ※ 利下げ限度額：2億円	7.2億円
金利	日本公庫の新型コロナウイルス特別貸付と同様の金利 当初3年間： 基準金利▲0.9% ※更に要件を満たす場合、 実質無利子化 4年目以降： 基準金利	当初3年間：0.5% 4年目以降： 赤字時 0.5% 黒字時 （期間5年・10年）2.6% （期間20年）2.95% ※なお、資本性劣後 ローンについては、実質 無利子化の対象外です。

実質無利子化の要件は7ページ参照

実質無利子化

～新型コロナウイルス感染症特別貸付 特別利子補給制度～

- 日本政策金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」等（P 3～5）
 - 商工組合中央金庫の「危機対応融資（中小企業向け）」（P 6）
により貸付を行った中小企業者等のうち、
 - ・ 特に影響の大きい事業性のあるフリーランスを含む個人事業主、
 - ・ 売上高が急減した事業者など
 に対して、利子補給を行うことで、実質無利子化。
- ※ 利子補給の申請方法等、具体的な手続きについては、詳細が固まり次第、中小企業庁HP等で公表予定です。

【適用対象】

新型コロナウイルス感染症特別貸付等（※1）を受けている方であって、次のいずれかの要件に該当する方が対象となります。

	小規模事業者（※2）	中小企業者（※2）
個人	要件なし（※3）	売上高▲20%以上（※3）
法人	売上高▲15%以上（※3）	

（※1）特別貸付の要件は、次のとおりです。

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて一時的な業況悪化を来し、次のいずれかの要件に該当する方であって、中長期的に業況が回復し発展が見込まれる方

（1）最近1か月の売上高が、前年または前々年の同期と比較して、5%以上減少

（2）業歴が3か月以上1年1か月未満の場合等は、最近1か月の売上高が、次のいずれかと比較して、5%以上減少

① 過去3か月（最近1か月含む。）の平均売上高

② 令和元年12月の売上高

③ 令和元年10～12月の平均売上高

（※2）小規模事業者とは、卸・小売業、サービス業は「常時使用する従業員（*）が5名以下の企業」、それ以外の業種は「同20名以下の企業」をいいます。中小企業者とは、この他の中小企業をいいます。

（*）労働基準法上における「予め解雇予告を必要とする者」

（※3）売上高要件の比較は、新型コロナウイルス感染症特別貸付で確認する最近1か月に加え、その後の2か月も含めた3か月間のうちのいずれかの1か月で比較します。

【利子補給】

・期間：借入後当初3年間

・補給対象上限：中小事業2億円、国民事業4,000万円

※ 令和2年1月29日以降に、日本政策金融公庫等の「新型コロナウイルスに関する経営相談窓口」等経由で借入を行った方について、上記特別貸付等の遡及適用を受け、適用要件を満たす場合には、本制度の遡及適用が可能です。

日本公庫等の既往債務の借換

日本政策金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」や商工組合中央金庫等の「危機対応融資（中小企業者向け）」について、日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫及び商工組合中央金庫（危機対応融資（中小企業者向け））の既往債務の借換も可能とし、実質無利子化の対象にします。

日本公庫

沖縄公庫

商工中金

【対象制度】

- (1) 日本公庫及び沖縄公庫
 - ・ 新型コロナウイルス感染症特別貸付
 - ・ 新型コロナウイルス対策マル経融資
 - ・ 生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付
 - ・ 新型コロナウイルス対策衛経 等
- (2) 商工組合中央金庫等
 - ・ 危機対応融資

非組合員で設備資金の既往債務しかない方でも運転資金への借換が、今回は可能となります。

実質無利子化の詳細は7ページ参照

【金利引き下げ・実質無利子化の限度額※】

- (1) 日本公庫及び沖縄公庫
 - 中小事業 2億円、国民事業 4千万円
- (2) 商工組合中央金庫等 2億円

【借換え限度額※】

- (1) 日本公庫及び沖縄公庫
 - 中小事業 6億円、国民事業 8千万円、
- (2) 商工組合中央金庫等 6億円

※限度額は新規融資と日本公庫等の既往債務借換の合計額。

※農林漁業者については、上記以外のスキームでの支援も実施。

資本性劣後ローンの創設 ～中小企業向け資本性資金供給～

融資対象	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者であって、以下のいずれかに該当する者 ① J-Startupに選定された事業者、又は中小機構が出資する投資ファンドから出資を受けた事業者 ② 再生支援協議会の関与のもとで事業の再生を行う事業者 ③ 事業計画を策定し※、民間金融機関等による支援を受けられる等の支援体制が構築されている事業者 ※国民事業については、原則認定支援機関の経営指導を受けて事業計画を策定した事業者			
融資限度額	【中小事業・危機対応】1社あたり7.2億円（別枠） 【国民事業】1社あたり7,200万円（別枠）			
融資期間	20年・10年・5年1ヵ月（期限一括償還） ※5年を超えれば、手数料ゼロで期限前弁済可能			
貸付利率	融資後当初3年間は一律0.5%又は1.05%、4年目以降は直近決算の業績に応じた利率を適用			
		当初3年間及び4年目以降赤字の場合	4年目以降黒字の場合	
			5年1ヶ月・10年	20年
	中小事業・危機対応	0.50%	2.60%	2.95%
国民事業	1.05%	3.40%	4.80%	
※直近決算の業況に応じて、毎年適用利率の見直しを実施				
担保・保証人	無担保・無保証人			
資本性の扱い	金融機関の債務者の評価において自己資本とみなすことが可能 ※償還期限の5年前までは残高の100%を資本とみなすことが可能（5年未満からは1年毎に20%ずつ資本とみなせる額が減少）			
その他	本制度による債務は、法的倒産時には、全ての債務（償還順位が同等以下とされているものを除く）に劣後			

衛生環境激変対策特別貸付

衛生環境激変対策特別貸付とは？

感染症等の発生による衛生環境の著しい変化に起因して、一時的な業況悪化から資金繰りに支障を来している生活衛生関係事業者の経営の安定を図るために設けられた、日本政策金融公庫国民生活事業及び沖縄振興開発金融公庫の特別貸付制度。

【ご利用いただける方】

新型コロナウイルス感染症の発生により、一時的な業況悪化から資金繰りに支障を来している旅館業、飲食店営業及び喫茶店営業を営む方であって、次のいずれにも該当する方

- ①最近1ヵ月間の売上高が前年又は前々年の同期に比較して10%以上減少しており、かつ、今後も減少が見込まれること。
- ②中長期的に業況が回復し発展することが見込まれること。

【資金の使いみち】運転資金

【融資限度額】別枠1,000万円（旅館業は別枠3,000万円）

【金利】

基準金利

ただし、振興計画の認定を受けた生活衛生同業組合の「組合員」の方については、基準金利－0.9%

※貸付期間・担保の有無等により変動

【貸付期間】運転資金 7年以内（うち据置期間2年以内）

新型コロナ
ウイルス
感染症
特別貸付
の詳細は
3ページ
参照

～衛生環境激変対策特別貸付をご利用頂いている方へ～

※ 令和2年1月29日以降にご利用いただいている方におかれては、一定の要件に該当すれば、ご融資後であっても、ご融資時に遡って新型コロナウイルス感染症特別貸付の融資条件を適用することができます。

詳しくは日本政策金融公庫又は沖縄県で事業を行っている方は沖縄振興開発金融公庫まで。

セーフティネット貸付【公庫】

セーフティネット貸付とは？

社会的、経済的環境の変化などの外的要因により、一時的に売上の減少など業況悪化を来しているが、中期的には、その業績が回復し、かつ発展することが見込まれる中小企業者の経営基盤の強化を支援する融資制度。

【資金の使いみち】

運転資金、設備資金

【融資限度額】

中小事業 7.2億円、国民事業4,800万円

【貸付期間】

設備資金15年以内、運転資金8年以内

【据置期間】

3年以内

【金利】

基準金利

※貸付期間・担保の有無等により変動

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例措置

2月14日（金）より、セーフティネット貸付の要件を緩和し、「売上高が5%以上減少」といった数値要件にかかわらず、今後の影響が見込まれる事業者も含めて融資対象に。

～セーフティネット貸付をご利用頂いている方へ～

※ 令和2年1月29日以降にご利用いただいている方におかれては、一定の要件に該当すれば、ご融資後であっても、ご融資時に遡って新型コロナウイルス感染症特別貸付の融資条件を適用することができます。

新型コロナウイルス感染症特別貸付の詳細は3ページ参照

詳しくは日本政策金融公庫又は沖縄県で事業を行っている方は沖縄振興開発金融公庫まで。

セーフティネット貸付【公庫】

(生活衛生セーフティネット貸付)

日本公庫

沖縄公庫

生活衛生セーフティネット貸付とは？

前ページのセーフティネット貸付と、原則的な適用条件は同じであるが、振興計画の認定を受けた生活衛生同業組合の「組合員」の方を対象とした融資制度。

【資金の使いみち】

運転資金

【融資限度額】

5,700万円

【貸付期間】

運転資金8年以内

【据置期間】

3年以内

【金利】

基準金利

※貸付期間・担保の有無等により変動

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例措置

2月14日（金）より、生活衛生セーフティネット貸付の要件を緩和し、「売上高が5%以上減少」といった数値要件にかかわらず、今後の影響が見込まれる事業者も含めて融資対象に。

～生活衛生セーフティネット貸付をご利用頂いている方へ～

新型コロナ
ウイルス
感染症
特別貸付
の詳細は
3ページ
参照

※ 令和2年1月29日以降にご利用いただいている方におかれては、一定の要件に該当すれば、ご融資後であっても、ご融資時に遡って新型コロナウイルス感染症特別貸付の融資条件を適用することができます。

詳しくは日本政策金融公庫又は沖縄県で事業を行っている方は沖縄振興開発金融公庫まで。

セーフティネット貸付【公庫】

（農林漁業セーフティネット資金）

農林漁業セーフティネット資金とは？

農林漁業経営の意欲と能力を有しながらも、災害や経営環境の変化等経営者の責めに帰さない理由により一時的に経営状況が悪化した農林漁業者を対象とした融資制度。

【資金の使いみち】

新型コロナウイルス感染症により資金繰りに著しい支障を来していること又は来すおそれがある場合における、経営の維持安定に必要な資金

【融資限度額】

下記のうちいずれか

- ① 1,200万円
- ② 年間経営費の12/12に相当する額又は粗収益の12/12に相当する額のいずれか低い額※

※ 簿記記帳の要件があります。

詳しくは、日本政策金融公庫又は沖縄県で事業を行っている方は沖縄振興開発金融公庫まで。

【貸付期間】

15年以内（新型コロナウイルス感染症に係るものは期間を拡充：10年⇒15年）

【据置期間】

3年以内

【金利】

実質無利子化※

【担保】

実質無担保（民間金融機関からの融資を受け易くするための劣後特約を含む）

※ 新型コロナウイルス感染症特別貸付等の特別利子補給制度（実質無利子化の詳細は7ページ参照）とは異なり、農林水産省の事業により実施されます。詳しくは、日本政策金融公庫又は沖縄県で事業を行っている方は沖縄振興開発金融公庫まで。

中堅・大企業向け危機対応業務

D
B
J

商
工
中
金

指定金融機関である日本政策投資銀行及び商工組合中央金庫が、新型コロナウイルス感染症による影響を受け業況が悪化した事業者に対し、危機対応融資による資金繰り支援を実施しています。

新たに、一定の資本金性が認められる等、民間金融機関からの金融支援を促す、資本金劣後ローンを危機対応業務のメニューに追加しております。

また、中堅企業向けについては、▲0.5%利下げ（当初3年間）を実施します。

実施機関	日本政策投資銀行・商工組合中央金庫	
対象者	<u>新型コロナウイルス感染症の影響を受け、最近1ヶ月の売上高が前年又は前々年の同期と比較して5%以上減少している事業者</u>	
貸付金の種類	融資（シニアローン）	資本金劣後ローン
資金使途・貸付期間	設備資金：20年以内 （据置期間5年以内） 運転資金：15年以内 （据置期間5年以内）	長期一括償還 （貸付期間5年超で、事業者のニーズに応じて個別に決定）
融資限度額	原則上限なし	
金利	通常金利 ※一般の金融情勢や資金調達コスト等を勘案して指定金融機関が定める金利 ※中堅企業（資本金10億円未満で中小企業ではない法人）向けには当初3年間▲0.5%利下げ	

セーフティネット保証【信用保証】 (セーフティネット保証4号・5号)

セーフティネット保証とは？

経営の安定に支障が生じている中小企業者を、一般保証（最大2.8億円）とは別枠の保証の対象とする資金繰り支援制度。

○セーフティネット保証4号

幅広い業種で影響が生じている地域について、一般枠とは別枠（最大2.8億円）で借入債務の100%を保証。

※ 売上高が前年同月比▲20%以上減少等の場合

○セーフティネット保証5号

特に重大な影響が生じている業種について、一般枠とは別枠（最大2.8億円、4号と同枠）で借入債務の80%を保証。

※ 売上高が前年同月比▲5%以上減少等の場合

※4号の対象地域及び5号の対象業種は？

- ◆ SN4号：3月2日に全都道府県を対象に指定されました。
- ◆ SN5号：5月1日に全業種を対象に指定されました。指定業種は経済産業省・中小企業庁HPより、ご確認ください。

※ご利用手続の流れ（4号・5号）

- ①取引のある金融機関又は最寄りの信用保証協会にご相談ください。
- ②対象となる中小企業者の方は本店等(個人事業主の方は主たる事業所)所在地の市区町村に認定申請を行い、認定申請書を取得し、保証付き融資の申込みをしてください。

※経済産業省が都道府県を通じて市区町村に対し、金融機関によるワンストップ手続きの推進、申請書類等の負担軽減、認定事務の円滑化等の配慮を要請しました。

認定窓口の混雑緩和、事業者の利便性確保といった観点から、令和2年1月29日から7月31日までに認定を取得した事業者については、従来30日間としていた認定書の有効期限を令和2年8月31日までに延長されます。

※ ご利用には、別途、金融機関、信用保証協会による審査があります。

※ 保証制度の詳細については、お近くの信用保証協会までお問い合わせください。

危機関連保証【信用保証】

1. 危機関連保証とは？

全国の中小企業・小規模事業者の資金繰りが逼迫していることを踏まえ、全国・全業種※の事業者を更なる別枠（2.8億円）の保証の対象とする資金繰り支援制度。

※一部保証対象外の業種があります。詳しくは最寄りの信用保証協会にご相談ください。

2. 対象中小企業者

指定案件に起因して、原則として、最近1か月間の売上高等が前年同月比で15%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期比で15%以上減少することが見込まれること。（売上高等の減少について、市区町村長の認定が必要）

3. 内容（保証条件）

- ①対象資金：経営安定資金
- ②保証割合：100%保証
- ③保証限度額：**一般保証等とは別枠で2億8,000万円**

$$\left[\begin{array}{l} \text{【一般保証限度額】} \\ 2億8,000万円以内 \end{array} \right] + \left[\begin{array}{l} \text{【セーフティネット保証限度額】} \\ 2億8,000万円以内 \end{array} \right] + \left[\begin{array}{l} \text{【危機関連保証限度額】} \\ 2億8,000万円以内 \end{array} \right]$$

※ご利用手続の流れは前ページのセーフティネット保証と同様です。

※ご利用には、別途、金融機関、信用保証協会による審査があります。

※保証制度の詳細については、お近くの信用保証協会までお問い合わせください。

新型コロナウイルス感染症への財務省の対応

【第1弾】

- 新型コロナウイルス感染症の影響拡大に伴い、事業者の資金繰りに重大な支障が生じることがないように、これまで、2月7日付で関係省庁から政策金融機関等へ、適時適切な貸出等、企業の実情に応じた十分な対応を行うこと等を内容とする配慮要請を実施。
- また、2月13日に決定した、「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策」において、日本政策金融公庫等に緊急貸付・保証枠として、5,000億円を確保すること等の措置を実施。

【第2弾：令和元年度予備費】

- 第1弾の資金繰り支援の拡充（1,000億円程度）に加え、今回、日本政策金融公庫等において新型コロナウイルス感染症特別貸付制度（5,000億円規模）を創設し、実質的に無利子・無担保の資金繰り支援を措置。
- 併せて、危機対応業務等を活用した日本政策投資銀行・商工組合中央金庫による金融支援（2,040億円）と国際協力銀行による金融支援（2,500億円）を措置。
- これらの措置を併せて、1.6兆円規模の金融措置を確保。

【第3弾：令和2年度第1次補正予算】

- これまでの金融措置（1.6兆円規模）に加え、中小・小規模事業者向けに38兆円規模、中堅企業・大企業向けに5兆円規模等、総額45兆円規模の質量ともに万全の金融措置を講じる。

【第4弾：令和2年度第2次補正予算】

- これまでの金融措置（45兆円規模）に加え、事業者の皆様に安心感を持ってもらうため、
 - ・これまでの支援の拡充等（67兆円規模）
 - ・資本性資金による支援（12兆円規模）
 - ・金融機能強化法に基づく資本参加枠の確保（15兆円規模）により、中小・小規模事業者、中堅・大企業ともに資金繰り対応に万全を期する（総額140兆円規模）。

～これまでの支援の拡充等（67兆円規模）～

- ▶ 日本公庫等・商工中金の実質無利子・無担保融資の融資規模の拡充（33兆円規模（約15兆円⇒約47兆円））
- ▶ 民間金融機関の無利子・無担保融資の融資規模の拡充（28兆円規模（約24兆円⇒約53兆円））
- ▶ DBJ・商工中金による中堅・大企業向け融資（シニア）の融資規模の拡充（5兆円規模）

～資本性資金による支援（12兆円規模）～

- ▶ DBJ・商工中金（中堅・大企業向け）、日本公庫等・商工中金（中小・小規模向け）の資本性劣後ローン（6兆円規模）

財務省は、政策金融機関に新型コロナウイルス感染症への対応として、下記を要請しています。

【令和2年3月6日】

- ① 事業者の業況や当面の資金繰り等について、休日の相談受付を含む緊急相談窓口等を通じて、きめ細かく実態把握を行い、適切かつ迅速に事業者の資金繰り支援に取り組むこと。
- ② 事業者の資金繰り緩和に向けて全力をあげて丁寧かつ迅速に取り組むこと。
- ③ 既往債務について、事業者の状況を丁寧にフォローアップしつつ、元本・金利を含めた返済猶予等の条件変更について、迅速かつ柔軟に対応すること。
- ④ セーフティネット貸付等の活用などを含めて、事業者のニーズに迅速かつ適切に対応すること。

加えて、3月16日にも、麻生大臣から官民の金融機関に対し事業者の実情に応じた対応に万全を期して頂くよう、要請を行いました。

そして、今般の令和2年度補正予算案の国会への提出を踏まえて下記の談話を発表しています。

【令和2年4月27日】

…日本政策金融公庫等による融資枠を継続・拡充するほか、事業者への資金繰り支援を更に徹底する観点から、いわゆる実質無利子・無担保・据置最大5年の融資について、都道府県等の制度融資を活用して民間金融機関にも対象を拡大する等の措置を講じています。…

また、財務省・経済産業省から日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫、商工組合中央金庫、信用保証協会に対しても、事業者の資金需要に迅速に対応できるよう、感染予防の観点からも、インターネットや郵送も活用しつつ、審査の簡素化・迅速化に取り組むとともに、連休中も必要な店舗を開くなど事業者からの相談や審査に対応できる態勢を整備することなどを要請しています。

こうした事業者に対する資金繰り支援を徹底していくためには、民間金融機関、信用保証協会、日本政策金融公庫や商工組合中央金庫等の政府系金融機関、地方公共団体など、関係者による一層の連携が必要と考えています。引き続き、関係省庁が連携し、事業者の資金繰り支援に万全を期してまいります。

なお、こうした事業者支援を強力に推進するべく、官民の金融機関による「実質無利子・無担保」の融資制度については補正予算案において、十分な規模の融資・保証枠を計上しておりますので、補正予算成立後、事業者の皆様の最適なタイミングでご利用いただくよう、お願い致します。

今、重要なことは、資金繰りに苦しむ事業者の皆様に、これまでの政策が行き渡るようにすることと考えております。引き続き事業者の資金繰りに支障が生じることがないように、全力で支援して参ります。

特別相談窓口

○株式会社日本政策金融公庫

事業資金相談ダイヤル 0120-154-505（平日9時～17時）

※創業して間もない方、個人企業・小規模企業の方は、平日9時～19時まで承っております。

※はじめてお取引いただく方、お取引いただいている支店がご不明な方はこちらへおかけください。

音声ガイダンスが流れた後に、ご希望のサービスメニューの選択番号を押してください。

選択番号	サービスメニュー	事業
1	個人企業・小規模企業の方	国民生活事業
2	中小企業の方	中小企業事業
3	農林漁業者等の方	農林水産事業

※創業して間もない方は、「1」を選択してください。

（注）休日の場合は、下記の休日電話相談窓口までご相談ください。詳細は、日本公庫のHPにてご確認ください。

○電話番号： 0120-112-476（創業して間もない方、個人企業・小規模企業の方）
0120-327-790（中小企業の方）
0120-926-478（農林漁業者等の方）

特別相談窓口

○沖縄振興開発金融公庫

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者の方を対象とする特別相談窓口を下記のとおり開設しております。

沖縄県で事業を行っている方は、下記の相談窓口までご相談ください。（平日9時～17時）

店舗		電話番号
本店	産業開発資金	098-941-1765
	中小企業資金・生業資金	0120-981-827 098-941-1785 098-941-1795
	生活衛生資金	0120-981-827 098-941-1830
	農林漁業資金	0120-956-318 098-941-1840
	ご返済に関するご相談	0120-964-594 098-941-1815
中部支店		098-989-6511
北部支店		0980-52-2338
宮古支店		0980-72-2446
八重山支店		0980-82-2701

(注) 休日の場合は、下記の休日電話相談窓口までご相談ください。詳細は、沖縄公庫のHPにてご確認ください。

○電話番号： 0120-981-827（中小企業・小規模事業者の方）
0120-956-318（農林漁業者等の方）

相談窓口 (DBJ・商工中金)

DBJ

商
工
中
金

○株式会社日本政策投資銀行

✓ 平日相談窓口 (平日 9時～17時)

支店名	郵便番号	所在地	電話番号
本店 東京 (大代表)	〒100-8178	東京都千代田区大手町1丁目9番6号 大手町フィナンシャルシティ サウスタワー	03-3270-3211
北海道支店 札幌 (代表)	〒060-0003	札幌市中央区北3条西4丁目1番地 (日本生命札幌ビル)	011-241-4111
東北支店 仙台 (代表)	〒980-0021	仙台市青葉区中央1丁目6番35号 (東京建物仙台ビル)	022-227-8181
新潟支店 新潟 (代表)	〒951-8066	新潟市中央区東堀前通 六番町 1058番地1 (中央ビルディング)	025-229-0711
北陸支店 金沢 (代表)	〒920-0031	金沢市広岡三丁目1番1号 (金沢パークビル)	076-221-3211
東海支店 名古屋 (代表)	〒450-6420	名古屋市中村区名駅三丁目28番12号 (大名古屋ビルディング)	052-589-6891
関西支店 大阪 (代表)	〒541-0042	大阪市中央区今橋4丁目1番1号 (淀屋橋三井ビルディング)	06-4706-6411
中国支店 広島 (代表)	〒730-0036	広島市中区袋町5番25号 (広島袋町ビルディング)	082-247-4311
四国支店 高松 (代表)	〒760-0050	高松市亀井町5番地の1 (百十四ビル)	087-861-6677
九州支店 福岡 (代表)	〒810-0001	福岡市中央区天神2丁目12番1号 (天神ビル)	092-741-7734
南九州支店 鹿児島 (代表)	〒892-0842	鹿児島市東千石町1番38号 (鹿児島商工会議所ビル)	099-226-2666

✓ 休日相談窓口 (詳細は、政投銀のHPにてご確認ください。)

電話番号： 0120-598-600

○株式会社商工組合中央金庫

✓ 全営業店に経営相談窓口を開設

✓ 平日 9時～17時

※休日の場合は、商工中金のHPにてご確認ください。

(はじめてお取引いただく方、営業店がご不明な方)

代表ダイヤル (平日・休日)： 0120-542-711

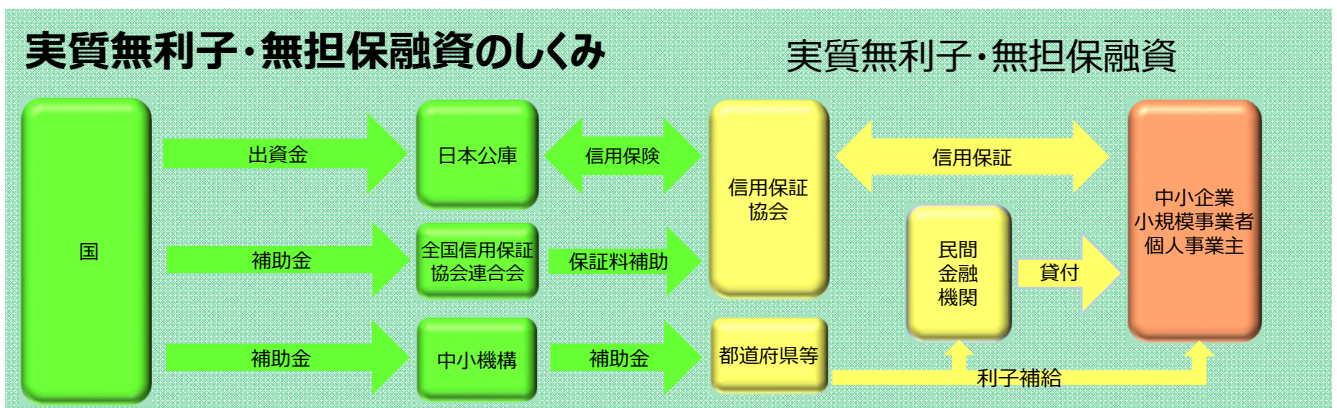
民間金融機関での 実質無利子・無担保融資

都道府県等による制度融資を活用して、民間金融機関にも実質無利子・無担保・据置最大5年・保証料減免の融資を拡大。

さらに、信用保証付き既往債務も制度融資を活用した実質無利子融資に借換可能。

⇒ **民間金融機関でも、実質無利子・無担保融資を受けることが可能に**

※ 具体的な手続きについては、中小企業庁HPにおいて公表しております（令和2年5月1日開始）。



【対象要件】

SN4号・5号・危機関連保証の適用要件と連動した売上高等の減少を満たせば、保証料補助と利子補給を実施。

- ① 個人事業主（事業性のあるフリーランス含む、小規模に限る）
 - ▶ 売上高等前年同月比▲5%以上減少で保証料ゼロ+金利ゼロ
- ② 小・中規模事業者（①除く）
 - ▶ 売上高等前年同月比▲5%以上減少で保証料1/2
 - ▶ 売上高等前年同月比▲15%以上減で保証料ゼロ+金利ゼロ

【融資上限】4000万円 【担保】無担保

【据置期間】5年以内

【保証料補助割合】1/2 または 10/10

【金利補給期間】

当初3年間、4年目以降は制度融資所定金利

【既往債務の借換】

信用保証付き既往債務も対象要件を満たせば、制度融資を活用した実質無利子融資への借換が可能。

持続化給付金

新型コロナウイルス感染症拡大により、特に大きな影響を受けている事業者に対して、事業の継続を支え、再起の糧としていただくため、事業全般に広く使える給付金を支給します。

【給付対象者】

中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者、その他各種法人等で、新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が前年同月比で50%以上減少している者

【給付額】

前年の総売上(事業収入) - (前年同月比▲50%月の売上×12ヶ月)
法人は200万円、個人事業者は100万円
※ただし、昨年1年間の売上からの減少分を上限とします。

【給付対象の主な要件】

- ①新型コロナウイルス感染症の影響により、ひと月の売上が前年同月比で50%以上減少している事業者。
- ②2019年以前から事業による事業収入(売上)を得ており、今後も事業を継続する意思がある事業者。
- ③法人の場合は、
 - (I) 資本金の額または出資の総額が10億円未満、又は、
 - (II) 上記の定めがない場合、常時使用する従業員の数が2000人以下である事業者。

【申請サイト】

「持続化給付金」の事務局HP
<https://www.jizokuka-kyufu.jp>



【申請要領・よくあるお問合せ等】

上記の事務局HPまたは、経済産業省HPよりご確認ください。
経済産業省HP(持続化給付金)

<https://www.meti.go.jp/covid-19/jizokuka-kyufukin.html>



【お問合せ先】

持続化給付金事業 コールセンター
直通番号：0120-115-570 IP電話専用回線：03-6831-0613
受付時間：8時30分～19時00分
※7～8月(毎日)、9～12月(土・祝日を除く)

(参考3)

家賃支援給付金

新型コロナウイルス感染症を契機とした5月の緊急事態宣言の延長等により、売上の急減に直面する事業者の事業継続を下支えするため、地代・家賃（賃料）の負担を軽減することを目的として、テナント事業者に対して「家賃支援給付金」を支給します。

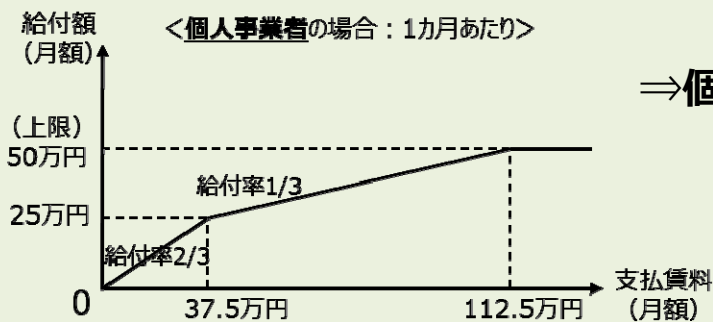
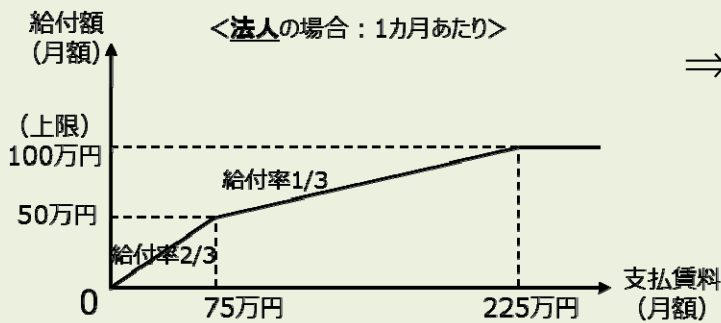
【給付対象者】

テナント事業者のうち、中堅企業、中小企業、小規模事業者、個人事業者等であって、5～12月において以下のいずれかに該当する者に、給付金を支給。

- ①いずれか1カ月の売上高が前年同月比で50%以上減少
- ②連続する3ヶ月の売上高が前年同期比で30%以上減少

【給付額・給付率】

申請時の直近の支払賃料（月額）に基づいて算出される給付額（月額）を基に、6カ月分の給付額に相当する額を支給。



7月14日（火）より、申請受付を開始しました。

【申請サイト】

<https://yachin-shien.go.jp/index.html>

また、よくあるご質問を

<https://yachin-shien.go.jp/faq/index.html>

にまとめておりますので、ご参照ください。

※また、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して、自治体でも家賃支援を行っている場合があります。各自治体の支援策をあわせてご確認ください。



新型コロナウイルス感染症の影響により、国税の納付が難しい方へ 納税の猶予をご利用ください

新型コロナウイルス感染症の影響により、国税を一時に納付することが困難な場合は、税務署に申請することにより納税が猶予されます。

○ 現行の猶予の要件（幅広い方が認められます。）

- ・ 一時の納税により、事業の継続・生活維持を困難にするおそれがある。
- ・ 納税について誠実な意思を有する。
- ・ 猶予を受けようとする国税以外の滞納がない。
- ・ 納付すべき国税の納期限から6か月以内に申請書の提出がある。

(注) 1 担保の提供が明らかに可能である場合を除いて担保は不要です。
2 既に滞納がある場合や申請期限を過ぎた場合は、税務署長の職権で猶予を検討します。

○ 現行の猶予が認められると...

- ・ 原則として1年間納税が猶予されます（資力に応じて分割納付となります。）。
- ・ 猶予中は延滞税が軽減されます（通常 年8.9%→軽減後 年1.6%※）。

※ 令和2年中における延滞税の利率 申請による換価の猶予 国税徴収法第151条の2

収入が概ね2割以上減少している方には、更に有利な特例があります

納税の猶予に『特例（特例猶予）』が創設されました！

延滞税なし

1年間猶予

無担保

特例猶予の要件

○ 以下の①、②のいずれも満たす方が特例の対象となります。

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業等にかかる収入（注）が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること。
- ② 一時に納税することが困難であること。

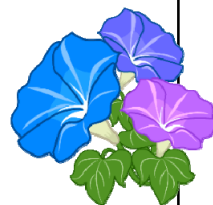
(注) 収入には、事業収入のほか、給与収入などの定期的な収入も含まれますが、譲渡所得などの一時的な収入は含まれません。

○ 納付すべき国税の納期限までに申請書の提出が必要です（注）。

(注) やむを得ない理由があると認められるときは、納期限後でも申請できますので、所轄の税務署（徴収担当）にご事情をお申し出ください。

○ 令和2年2月1日から同3年2月1日までに納期限が到来する国税が対象です。

納税の猶予の特例 新型コロナ特法第3条



まずは「国税局猶予相談センター」へ電話でお早めにご相談ください

- 猶予制度に関するお問合せについては、「国税局猶予相談センター」（フリーダイヤル等）をご利用ください。

【受付時間】 8 : 30 ~ 17 : 00（土日祝除く。）

電話番号はこちら



【電話番号】 国税局によって異なりますので、国税庁ホームページをご覧ください。

https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu_konnan/callcenter/index.htm

猶予の申請方法

「納税の猶予申請書」を所轄の税務署（徴収担当）に提出してください。

申請は郵送（様式は国税庁HPから入手可能）又はe-Taxをご利用ください。

- 申請書の作成が難しい場合は、国税局猶予相談センター（フリーダイヤル等）にお気軽にご相談ください。
- 収支状況などの確認のため、預金通帳や売上帳等の書類の準備をお願いしますが、書類の提出が難しい場合は、職員が口頭でお伺いします。

ご注意いただきたいこと

- 特例猶予は、納期限までに申請が必要です。
- 特例猶予が受けられない場合でも、要件を満たせば、現行の猶予が受けられる場合があります（現行の猶予は、納期限から6か月以内に申請が必要です。）。

税務署において所定の審査を迅速に行います

猶予が認められると...

- 税務署から、猶予税額や該当条項などを記載した猶予許可通知書が送付されます。
- 猶予期間中に猶予中の国税に関する納税証明書（その1）を取得した場合は、「備考」欄に猶予中である旨が記載されます。

その他、個別の事情に該当する場合は、その旨をお申し出ください

次のような個別の事情がある場合は、特例猶予の他に延滞税なしで納税の猶予が認められることがありますので、ご相談の際、お申し出ください。

【ケース1】 新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で消毒作業が行われたことにより、備品や棚卸資産を廃棄した場合

【ケース2】 納税者ご本人又は生計を同じにするご家族が病気にかかった場合、国税を一時に納付できない額のうち医療費や治療費等に付随する費用

納税の猶予 国税通則法第46条



※地方税や社会保険料についても同様の制度が設けられています。

地方税については総務省のホームページを、

社会保険料については厚生労働省のホームページをそれぞれご確認ください。

総務省：https://www.soumu.go.jp/menu_kyotsuu/important/kinkyu02_000399.html

厚生労働省：https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10925.html

国税猶予

検索

詳細は
HPで



メモ欄

メモ欄

MINISTRY OF
FINANCE



財務省



日本政策投資銀行



日本政策金融公庫



沖縄振興開発金融公庫
THE OKINAWA DEVELOPMENT FINANCE CORPORATION



人を思う。未来を思う。

商工中金